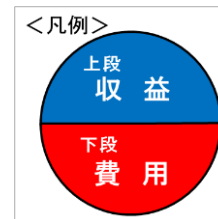
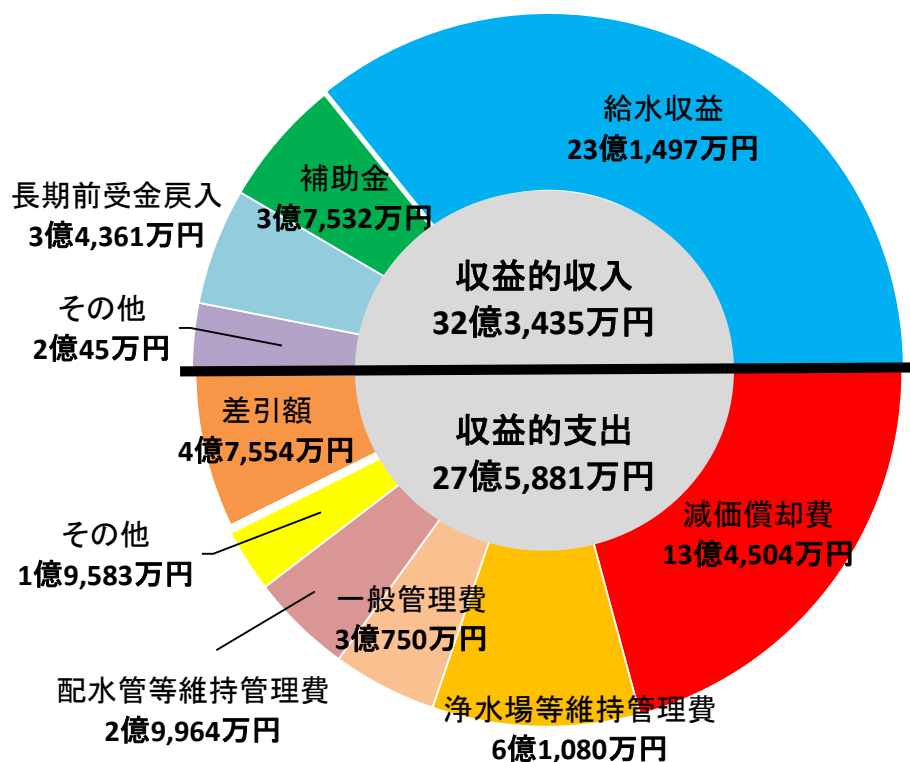


平成30年度 秩父広域市町村圏組合水道事業会計予算

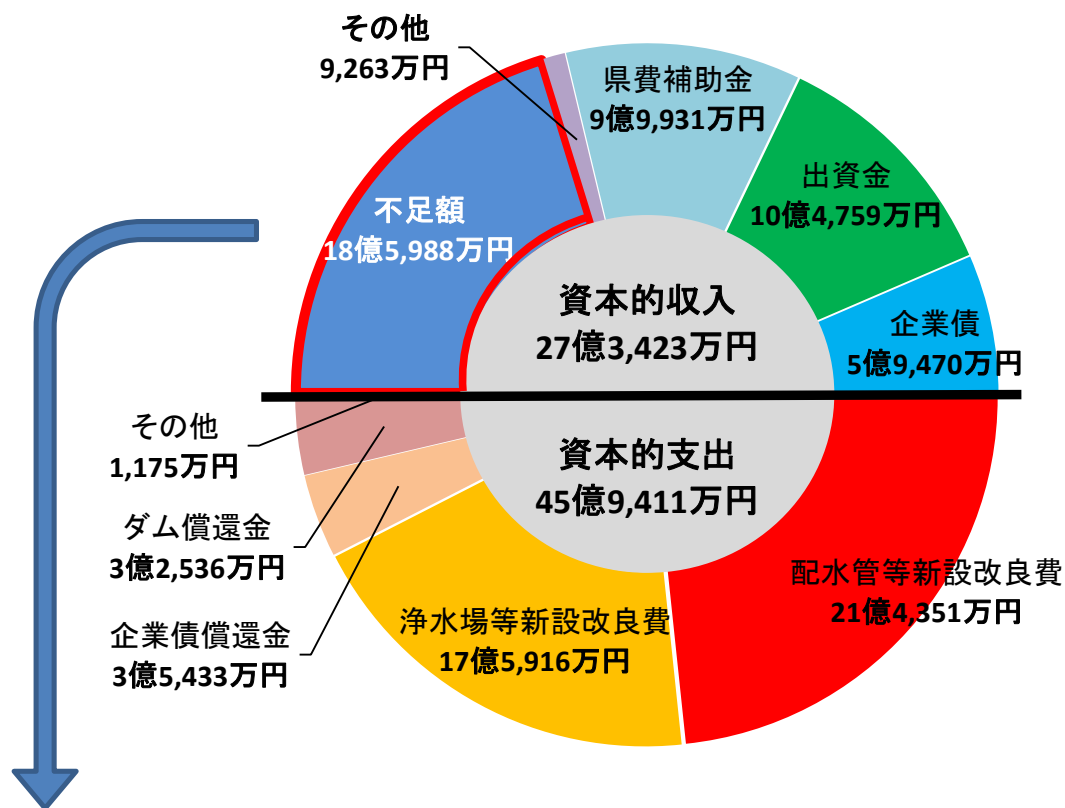
(3条+4条)	
収入合計:	59億6,858万円
支出合計:	73億5,292万円
差額:	△13億8,434万円



3条予算 収益的収入及び支出の内訳(税込)



4条予算 資本的収入及び支出の内訳(税込)



※資本的収入と支出の差引不足額18億5,988万円は、①当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1億839万円、②過年度分損益勘定留保資金14億3,640万円、③減債積立金3億1,509万円で補てんする。

平成30年度 秩父広域市町村圏組合水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成30年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	43,500 戸
(給 水 契 約 件 数)	
(2) 年 間 総 給 水 量	15,147,135 m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	41,499 m ³
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	
原 水 及 び 浄 水 施 設 工 事	1,737,244 千円
配 水 及 び 給 水 施 設 工 事	1,983,831 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収 入	
第1款	水 道 事 業 収 益	3,234,346 千円	
第1項	営 業 収 益	2,388,218 千円	
第2項	営 業 外 収 益	845,928 千円	
第3項	特 別 利 益	200 千円	
		支 出	
第1款	水 道 事 業 費 用	2,758,806 千円	
第1項	営 業 費 用	2,596,228 千円	
第2項	営 業 外 費 用	146,578 千円	
第3項	特 別 損 失	1,000 千円	
第4項	予 備 費	15,000 千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,859,879千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 108,385千円、過年度分損益勘定留保資金 1,436,399千円及び減債積立金 315,095千円で補てんするものとする。)。

収 入

第1款	資 本 的 収 入	2,734,234 千円
第1項	企 業 債	594,700 千円
第2項	出 資 金	1,047,591 千円
第3項	他 会 計 負 担 金	92,635 千円
第4項	県 費 補 助 金	999,308 千円

支 出

第1款	資 本 的 支 出	4,594,113 千円
第1項	建 設 改 良 費	3,909,417 千円
第2項	企 業 債 償 還 金	354,332 千円
第3項	割 賦 購 入 償 還 金	325,364 千円
第4項	予 備 費	5,000 千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総 額	年 度	年 割 額
1 資本的支出	1 建設改良費	橋立浄水場導水設備等更新工事	千円 530,504	平成30年度	千円 525,904
				平成31年度	4,600

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
水道事業	千円 594,700	証書借入	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 第1款 水道事業費用のうち、第1項 営業費用、第2項 営業外費用及び第3項 特別損失に係る予算額に過不足を生じた場合における項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|-----------------|------------------|
| (1) 職 員 給 与 費 | 4 1 5 , 8 9 9 千円 |
| (2) 交 際 費 | 1 0 千円 |

(構成市町からの補助金)

第10条 構成市町からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

- | | |
|-------------------------------|------------------|
| (1) 簡易水道償還利息に対する補助金 | 1 2 , 4 1 6 千円 |
| (2) 浦山ダム建設費割賦負担金償還利息に対する補助金 | 1 0 , 3 0 4 千円 |
| (3) 児童手当補助金 | 3 , 3 1 2 千円 |
| (4) 高料金対策助成補助金 | 2 5 7 , 9 9 5 千円 |
| (5) 簡易水道不採算経費補助金 | 2 2 , 2 4 4 千円 |
| (6) 広域化に伴う水道料金差額分補助金 | 5 8 , 2 6 6 千円 |

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、1 9 , 7 6 7 千円と定める。